

# 清涼飲料業界の原料原産地表示 に対する考え方

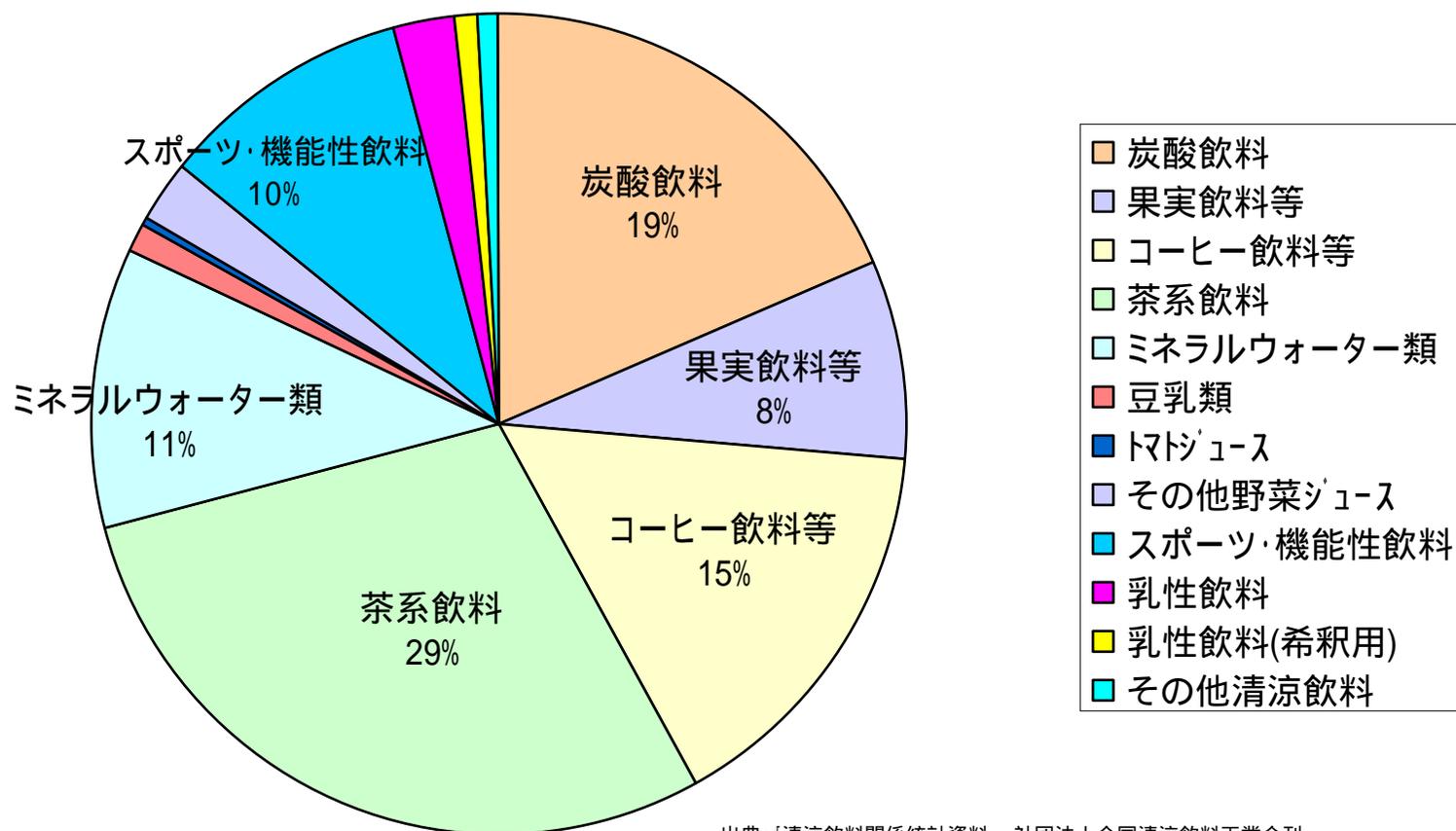
2011.3.10

社団法人全国清涼飲料工業会  
専務理事 公文正人

# 清涼飲料市場の製品構成

「緑茶飲料」は2009年10月から原料原産地は義務表示  
ミネラルウォーター類は採水地を表示

2010年清涼飲料水生産量品目別比率



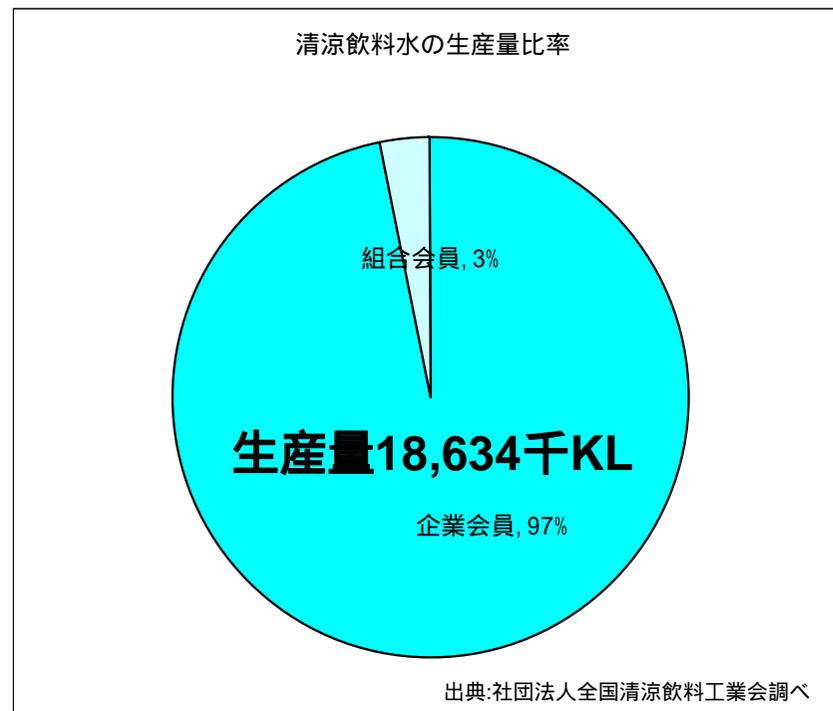
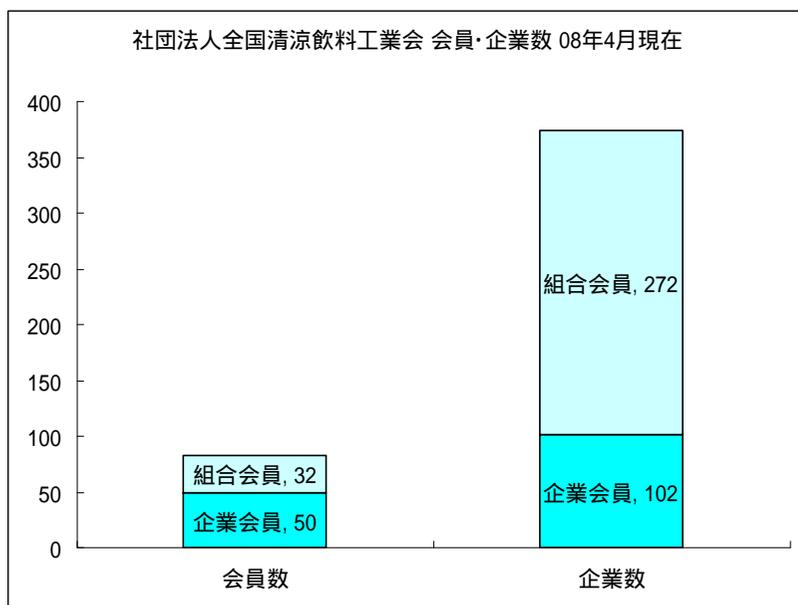
## 清涼飲料の原料原産地表示に関して

### 社団法人全国清涼飲料工業会の会員構成及び製造実績比(2011年1月1日現在)

大手清涼飲料水企業会員・・・50会員(102社)

中小企業(組合会員)……………32会員(272社: 各都道府県の組合会員及び傘下会員)

協賛会員(原材料メーカー等)・・・109社



**地元密着型の零細企業が多い。昨今の原材料高騰により経営も圧迫されている。**

# 地元密着型商品(中小企業・製造販売)



出典: 各社ホームページより転載

# 果実飲料



果実飲料



# 清涼飲料の製品特性

商品(ブランド)名

生産者名・販売者名

容器・容量

価格 を確認して購入していただく商品

年間を通じ均質な「味わい、風味、色、香り」  
各社は、独自の高度な加工技術で、均質な  
品質を実現  
製造毎に「味わい、風味、色、香り」が変わ  
ると、同一商品(ブランド)とは言えない。



出典: 各社ホームページより転載

# 清涼飲料業界の商品作り

年間を通じ一定品質・価格を実現するために

## 【実現方法】

- ・味や風味を一定にする高度な加工技術
- ・収穫量変動に対応し素早く処方変更
- ・異常気象、不作、端境期への対応
- ・需要の急変化に対応

## 【原料原産地の表示が義務化されると・・・】

- ・上記の対応の都度ラベルを変更する必要が生じ、非現実的
- ・包材ロス、コストアップ、廃棄環境負荷増大
- ・現在の飲料市場環境で価格転嫁は困難

## 原産地を全面に出した商品

- ・原産地を最重要と考えた差別化された商品には強調表示

## 原産地を全面に出した商品例



出典：各社ホームページより転載

# 果汁の主な輸入相手国

社団法人日本果汁協会調べ

オレンジ	ブラジル	オーストラリア	アメリカ	イタリア	メキシコ
グレープフルーツ	イスラエル	アメリカ	イタリア	南アフリカ	オーストラリア
レモン	イタリア	イスラエル	アルゼンチン	ブラジル	アメリカ
りんご	中国	オーストリア	チリ	ブラジル	オーストラリア
ぶどう	アメリカ	アルゼンチン	南アフリカ	チリ	イタリア
パイナップル	タイ	フィリピン	コスタリカ	オランダ	アメリカ

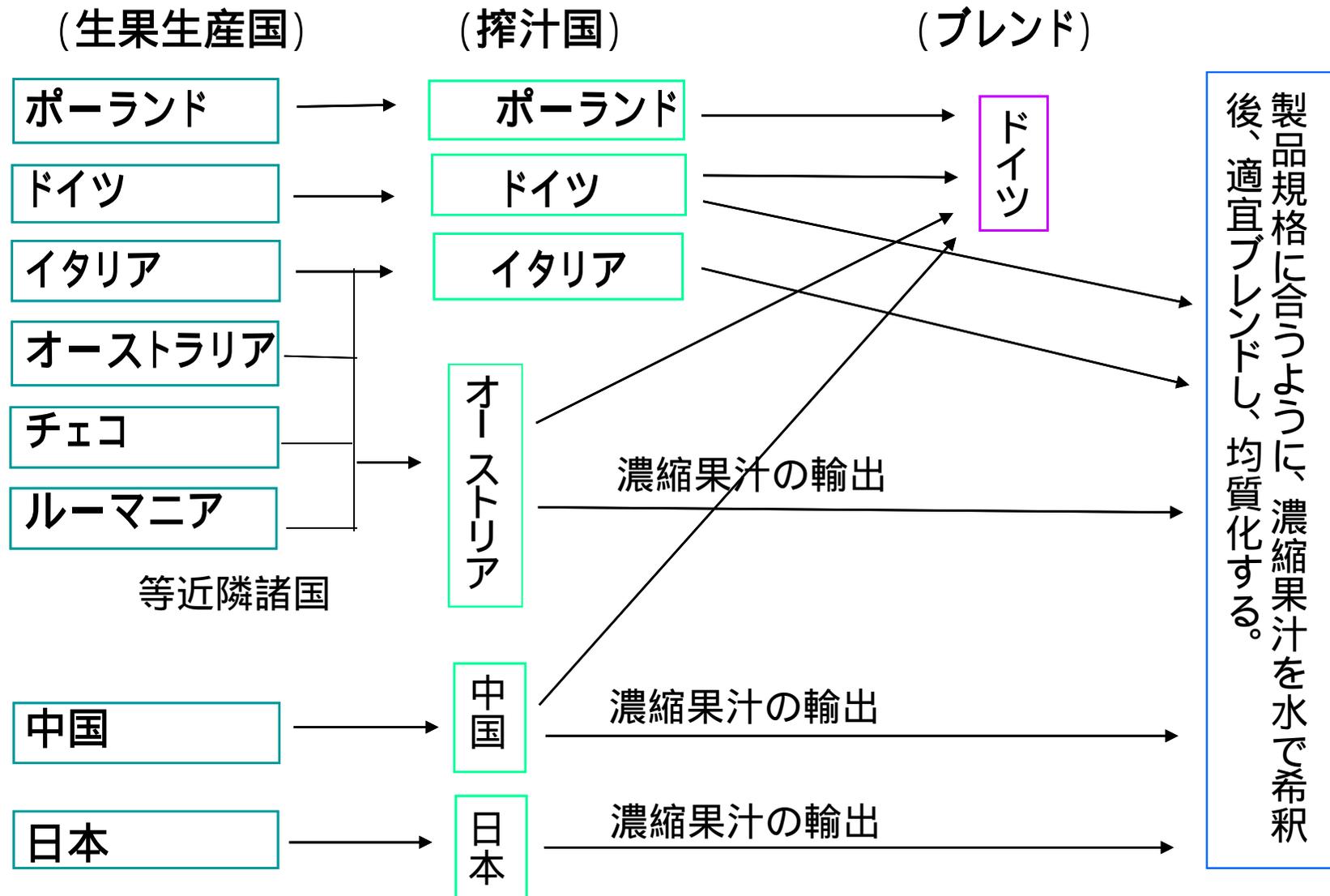
トレーサビリティが確保可能な原料を選択して使用している

端境期、不作、天災等による急な産地変更もしばしば生じる

味、風味、価格を年間均一にする為、各産地のブレンド比率を原料ロット毎に調整する

世界で流通している果汁の中にはブレンドされ原産地が特定出来ないものもある

# りんごジュース(濃縮還元)の場合



## 原料原産地表示（商品）

### 検討項目：複数の原産国を混合、切り替えて使用する場合の義務表示のあり方

- ・国名まで表示を求めず「外国産（輸入）」との表示

国産・外国産の使い分けで、その都度表示を変えなければならない場合があり、その場合はこの表示でも困難

消費者が知りたい情報と合致しているのか

- ・使用する可能性のある国を全て表示

表示面積上困難である

包材ロス、コストアップ、廃棄による環境負荷増大

多い順から記載の現行ルールでは、その都度表示を変え無ければならない  
国産を記載すると「優良誤認」のおそれがある

- ・原産地が特定出来ない旨の表示

消費者にいらざる不安を与えるおそれがある

基本的に第35回食品表示に関する共同資料にあるように、「複数の原産国の原料を混合、切り替えて使用する目的は、通年で一定価格・一定品質の商品を提供することであり、原材料の種類が多い食品については頻繁に産地が切り替わることから、これらを事前に容器包装に印刷しておくことは難しい」

# 大手飲料企業のお客様相談室への原料原産地に関する問合せ状況

お客様相談室への原料原産地の問合せ状況  
(直近の事業年度にて集計)

	割合	前年比
A社	0.10%	54%減
B社	0.20%	減少
C社	0.20%	微増
D社	0.27%	微増
E社	0.29%	微増
F社	1%弱	減少
G社	約1%	減少
H社	1.40%	12.5%減
I社	1.80%	4.3%減
J社	2.50%	2.2倍
K社	ほとんどない	

I社は「製品内容 原料」で集計、原料に関するものが多い

< 問い合わせ全体の傾向 >

2008年の中国餃子事件の際に業界全体で増えたものの、近年は減少傾向にある。

< 各社別の傾向 >

主力アイテムの商品構成や新製品の有無で変動する

参考資料・A社問い合わせの生の声

対象商品	性別	年齢	内容
水	男性	30代	当商品はすごく美味しいですね。何処でとれた水を使っていますか。
お茶飲料	男性	30代	当商品は、どの茶葉を使用していますか。
お茶飲料	女性	60代	愛飲していますが、静岡産茶葉使用とあり、静岡県内のどの地域の茶葉を使用していますか。
梅飲料	男性	30代	梅果汁の原産地を教えてください。
オレンジ飲料	男性	60代	当商品の原材料の原産地を教えてください。中国産のものはありますか。
さくらんぼ飲料	男性	30代	原材料のさくらんぼ果汁の原産地を教えてください。 13

## 原料原産地表示（中間加工品）

### 検討項目：（輸入）中間加工品の義務表示のあり方

- ・原料原産地でなく中間加工品の製造国を「**国製造**」と表示
  - 消費者にとって知りたい情報と合致しているのか？
  - 虚偽の表示ともとられかねない
- ・原産地が特定出来ない中間加工品については原産地が不明である旨の表示
  - 消費者にいらざる不安を与えるおそれがある  
(中間加工品以外は基本的にはトレース可能。一部中間加工品にはすべての原材料をトレースすることが困難なものもある)

## 検討項目：50%ルールの見直し

→ 追いかけてこであり無意味 全調達国表示の対応

## 検討項目：中小メーカーの実行可能性

→ 人的にも、コスト面でも対応は困難

→ 加えて、もしミスを起こし、社告・回収ともなれば、  
(費用・風評被害から)事業継続困難となる社も

**食の安全と原料原産国の義務表示は関連するものではない**

「製品の安全」は製造者自身が確認し、責任を持ってお客様へお届けしています。

清涼飲料業界では、原料原産地情報等をお知りになりたい消費者の方に対し、自主ガイドラインを策定し、ホームページやお客様相談室等でお答えできる体制を整えてまいります。